

平成26年9月

# 人事行政の運営等の状況

和 歌 山 県

# 目 次

## I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)採用者数	
(2)退職者数	
(3)再任用職員の採用・離職状況	
(4)再任用職員数	
(5)部門別職員数の状況と主な増減理由	
(6)年齢別職員構成の状況	
(7)職員数の推移	
2 職員の給与の状況	5
(1)総括	
(2)一般行政職給料表の状況	
(3)職員の平均給与月額、初任給等の状況	
(4)一般行政職の級別職員数等の状況	
(5)職員の手当の状況	
(6)特別職の報酬等の状況	
(7)公営企業職員の状況	
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	23
(1)一般職員の勤務時間の状況	
(2)一般職員の勤務時間の運用状況	
(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況	
(4)特別休暇の導入状況	
(5)介護休暇の取得者数	
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	24
(1)分限処分者数	
(2)懲戒処分者数	
5 職員のサービスの状況	26
(1)育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数	
(2)育児短時間勤務の取得者数等	
(3)修学部分休業の実施状況	
(4)高齢者部分休業の実施状況	
(5)自己啓発等休業の実施状況	
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	27
(1)研修状況	
(2)勤務成績の評定状況	
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	34
(1)公務災害・通勤災害の認定件数	
(2)健康診断実施状況	
(3)(財)和歌山県職員互助会・(財)和歌山県教育互助会・(財)和歌山県警察共助会の状況	
8 その他知事が必要と認める事項	35
定年退職者・勸奨退職者の再就職者数	

## II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	36
(1) 採用試験の状況(平成25年度)	
ア 競争試験	
イ 選考	
(2) 昇任の状況(平成25年度)	
ア 競争試験	
イ 選考	
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	40
(1) 平成25年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要	
ア 民間給与と本県職員給与との比較	
イ 平成25年度の給与改定	
ウ 平成26年度の制度改正	
エ 給与に関するその他の事項	
オ 公務運営の改善	
(2) 報告資料	
ア 職員の給与	
イ 民間の給与	
ウ 職員の給与と民間の給与との比較	
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	54
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	54

# I 人事行政の運営状況

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数 (平成26年4月1日付) (単位:人)				(平成25年度:平成25年4月1日～平成26年3月31日)(単位:人)			
試験(検査)区分	合格者数	採用者数	内女性	試験(検査)区分	採用者数	内女性	
I種	55	53	16	I種	59	16	
一般行政職	2	2	0	一般行政職	2	0	
情報職	12	11	0	総合土木職	15	2	
総合土木職	2	2	0	建築職	1	0	
建築職	1	0	0	電気職A	1	0	
電気職A	1	1	0	電気職B	1	0	
電気職B	1	1	0	機械職	2	1	
化学職A	1	1	0	化学職	6	4	
化学職B	7	6	4	農学職	3	1	
農学職	3	3	1	林学職	2	0	
林学職	3	3	0	水産職	7	5	
水産職	5	5	2	学校事務職	10	6	
学校事務職	3	3	3	警察事務職	1	0	
警察事務職	96	91	26	法医職	111	35	
小計				小計			
II種	0	0	0	II種	0	0	
小計				小計			
III種	5	2	0	III種	4	3	
一般事務	1	1	0	一般事務	10	5	
土木	2	1	0	土木	3	0	
学校事務職	24	20	10	学校事務職	18	8	
警察事務職	165	160	94	小計	114	66	
小計	94	96	48	小学校教員	81	32	
小学校教員	66	54	20	中学校教員	77	31	
中学校教員	30	30	19	高等学校教員	42	30	
高等学校教員	14	14	14	特別支援学校教員	7	7	
特別支援学校教員	2	2	1	養護教員	4	3	
養護教員	371	356	196	寄宿舎指導員	5	3	
小計				実習助手	38	0	
警察官	31	27	0	警察官A男性一般	5	5	
警察官A男性一般	13	10	10	警察官A女性一般	2	0	
警察官A女性一般	0	0	0	警察官A男性武道	40	0	
警察官A男性武道	27	26	0	警察官B男性一般	5	5	
警察官B男性一般	7	7	7	警察官B女性一般	90	10	
警察官B女性一般	78	70	17	小計			
小計				医師	3	0	
資格免許職等	7	7	2	社会福祉士	4	3	
医師	4	4	3	臨床心理士	2	0	
社会福祉士	2	2	1	臨床心理士	2	0	
臨床心理士	2	2	1	精神保健相談員	1	0	
精神保健相談員	2	1	1	獣医師	3	2	
獣医師	3	2	0	薬剤師	1	0	
薬剤師	3	3	3	保健師	2	2	
保健師	1	1	1	栄養士	1	0	
栄養士	1	1	0	診療放射線技師	2	1	
診療放射線技師	2	2	2	研究員	6	5	
研究員	4	4	3	看護師	2	2	
看護師	2	2	2	専任教員	4	3	
専任教員	2	2	2	学校栄養職員	11	11	
学校栄養職員	11	11	2	体育指導員	0	0	
体育指導員	1	1	1	県立自然博物館学芸員	1	1	
県立自然博物館学芸員	1	1	1	県立近代美術館学芸員	1	1	
県立近代美術館学芸員	1	1	0	航空整備士	1	0	
航空整備士	53	50	27	小計	48	22	
小計				合計	597	247	
合計	622	587	276				

(2)退職者数 (平成25年度) (単位:人)										
区分	合計	定年退職		勸奨退職 (定年前希望 退職を含む)	普通退職	その他				
		勤務延長後 の退職				分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	115	54		25	32	14		2		2
研究職	6	2		2	1					1
医療職	20	7		5	8	5				
技能労務職	21	15		4	2	1				
教育職	519	246		188	77	60		5		3
警察職	121	41		23	54	31		1		2
合計	802	365	0	247	174	111	0	8	0	8

(注) 1 「普通退職」とは、定年退職及び勸奨退職のいずれの事由にも該当しないで離職する場合をいう。(例:自己都合による退職や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが一方の地方公共団体を離職した場合等)  
 2 「在職期間の通算を伴う退職等」とは、「普通退職」の要件に該当するもののうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

## (3)再任用職員の採用・離職状況

(平成25年度)

(単位:人)

区分	合計		再任用職員数										合計	再任用職員の離職者数	
			常時勤務職員		短時間勤務職員						常時勤務職員			短時間勤務職員	
			任期更新	任期更新	15時間30分以上 19時間22分30秒未満	19時間22分30秒以上 23時間15分未満	23時間15分以上 27時間7分30秒未満	7時間7分30秒以上 29時間3分45秒未満	29時間3分45秒以上 31時間以下	任期更新	任期更新	任期満了		任期満了	
一般行政職	155	108	4	2	151	106			151	106			13	1	12
研究職	9	8			9	8			9	8			1		1
医療職	11	8			11	8			11	8			2		2
技能労務職	39	24	2		37	24						37	24	4	4
教育職	56	28	55	28	1			1					12	11	1
警察職	19	9	4		15	9			15	9			2	1	1
合計	289	185	65	30	224	155	0	0	186	131	0	0	37	24	0

## (4)再任用職員の職員数

(平成26年4月1日現在)

(単位:人)

区分	合計		再任用職員数												
			常時勤務職員		短時間勤務職員						常時勤務職員		短時間勤務職員		
			任期更新	任期更新	15時間30分以上 19時間22分30秒未満	19時間22分30秒以上 23時間15分未満	23時間15分以上 27時間7分30秒未満	7時間7分30秒以上 29時間3分45秒未満	29時間3分45秒以上 31時間以下	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新		
一般行政職	168	142	16	3	152	139			152	139					
研究職	9	8			9	8			9	8					
医療職	11	9	2		9	9			9	9					
技能労務職	43	35	7	2	36	33						36	33		
教育職	86	44	86	44											
警察職	33	17	17	2	16	15			16	15					
合計	350	255	128	51	222	204	0	0	186	171	0	0	36	33	

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成26年4月1日現在)

(単位:人)

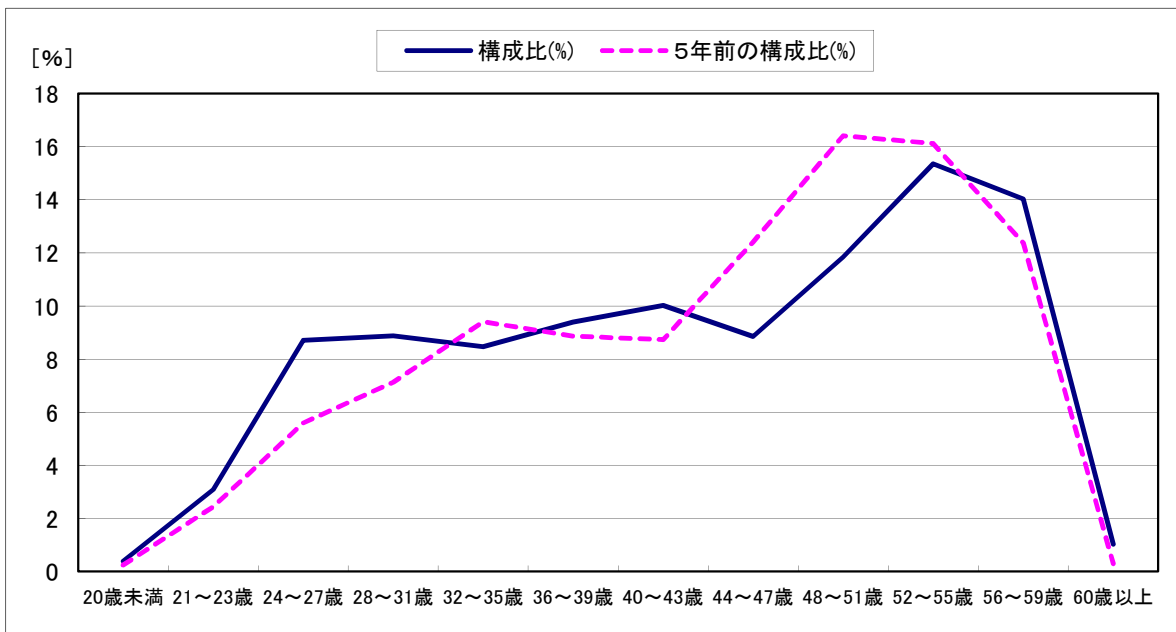
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由等
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	32	32	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紀の国わかやま国体開催準備</li> <li>・子ども・女性・障害者相談センター体制強化</li> <li>・湯浅御坊高速事務所設置</li> <li>・近畿自動車道紀南高速事務所業務減少</li> </ul>
	総務企画	763	803	40	
	税務	156	155	▲1	
	民生	311	315	4	
	衛生	453	449	▲4	
	労働	55	52	▲3	
	農林水産	759	761	2	
	商工	226	235	9	
	土木	787	783	▲4	
	小計	3,542	3,585	43	
教育部門	9,038	8,956	▲82		
警察部門	2,482	2,483	1		
小計	15,062	15,024	▲38	(参考:人口10万人当たり職員数 1,484.2 人)	
公営企業等 会計部門	病院	158	162	4	
	その他	46	46	0	
	小計	204	208	4	
合計		15,266	15,232	▲34	(参考:人口10万人当たり職員数 1,504.8 人)
		[16,337]	[16,222]	[▲115]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除く。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(6) 年齢別職員構成の状況

(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	59人	471人	1,327人	1,351人	1,289人	1,430人	1,526人	1,348人	1,803人	2,337人	2,135人	156人	15,232人

### (7) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 \ 年 度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	3,605	3,552	3,546	3,542	3,542	3,585	▲ 20 (▲0.6%)
教育	9,536	9,414	9,300	9,176	9,038	8,956	▲ 580 (▲6.1%)
警察	2,453	2,476	2,470	2,467	2,482	2,483	30 (1.2%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 ( %)
普通会計	15,594	15,442	15,316	15,185	15,062	15,024	▲ 570 (▲3.7%)
公営企業等会計	265	246	200	207	204	208	▲ 57 (▲21.5%)
総合計	15,859	15,688	15,516	15,392	15,266	15,232	▲ 627 (▲4.0%)

## 2 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### ア 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	1,012,236	583,271,307	5,488,632	140,671,241	24.1	26.1

#### イ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	15,061	63,677,021	11,736,192	23,933,391	99,346,604	6,596

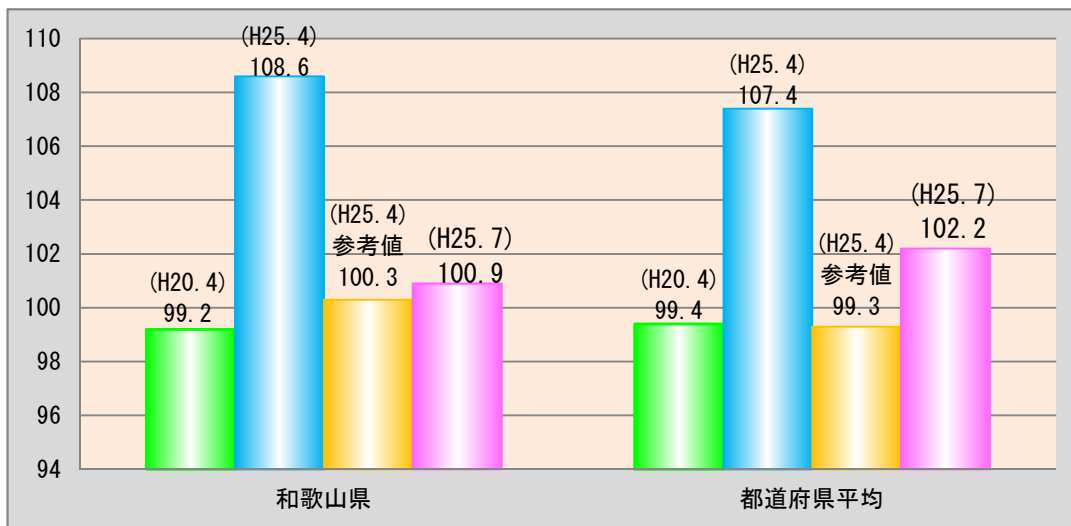
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は平成25年 4月 1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### ウ 特記事項

(給与削減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	平成25年 7月 1日から平成26年 3月31日までの間 実施。
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 国家公務員に準じ 給料月額の4.77%~9.77%を削減	
平成25年4月ラスパイレース指数	108.6
平成25年4月参考値	100.3
平成25年7月(減額時点)ラスパイレース指数	100.9
(手当) 削減なし	

#### エ ラスパイレース指数の状況



- (注) 1 ラスパイレース指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(1)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。



## オ 給与改定の状況

### (ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円 372,274	円 371,440	円 834	% 0	% 0	% 0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレレス比較した平均給与月額である。

### (イ) 特別給(期末勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 3.95	月 3.95	月 0.00	月 0.00	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## (2) 一般行政職給料表の状況(平成26年4月1日現在)

(単位: 円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200	537,700

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

## (3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.7 歳	333,440 円	408,742 円
技能労務職	51.7 歳	328,845 円	369,822 円
うち用務員	58.1 歳	326,003 円	350,291 円
うち運転業務員	52.6 歳	342,739 円	425,067 円
うち守衛	50.8 歳	333,604 円	379,419 円
高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	44.4 歳	383,098 円	428,865 円
小・中学校(幼稚園)教育職	45.1 歳	375,589 円	415,392 円
警察職	38.3 歳	315,274 円	428,013 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。  
 3 平成26年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%減額している。

イ 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		和歌山県	国	
一般行政職	大学卒	178,800 円	総合	181,200 円
	高校卒	144,500 円	一般	172,200 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	140,100 円	
高等学校教育職	大学卒	199,700 円	-	
小・中学校教育職	大学卒	199,700 円	-	
警 察 職	大学卒	197,200 円	203,100 円	
	高校卒	164,700 円	158,100 円	

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,649 円	367,125 円	388,373 円	404,643 円
	高校卒	217,767 円	317,522 円	357,531 円	376,195 円
技能労務職	高校卒	円	270,167 円	309,060 円	333,621 円
高等学校教育職	大学卒	310,648 円	401,542 円	422,511 円	438,846 円
小・中学校教育職	大学卒	316,815 円	393,114 円	414,066 円	427,706 円
警 察 職	大学卒	281,733 円	368,063 円	404,538 円	430,258 円
	高校卒	246,579 円	347,607 円	383,583 円	410,592 円

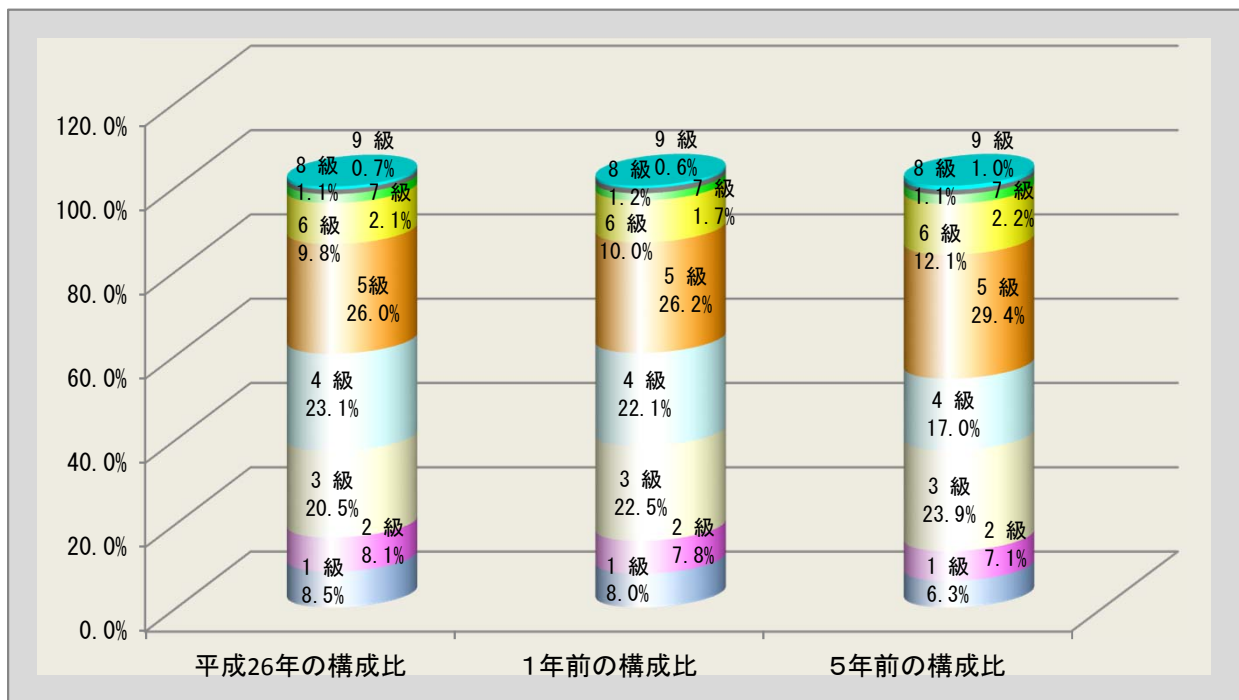
(注) 平成25年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%減額している。

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	27人	0.7%
8 級	局長	46人	1.1%
7 級	参事・課長	84人	2.1%
6 級	課長・副課長	396人	9.8%
5 級	課長補佐・班長・主任	1,045人	26.0%
4 級	主査	931人	23.1%
3 級	主査・副主査	825人	20.5%
2 級	主事・技師	328人	8.1%
1 級	主事・技師	343人	8.5%
計		4,025人	100.0%

(注) 1 和歌山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## イ 昇給への勤務成績の反映状況

### 1 勤務成績の評定の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施しています。

### 2 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階(A~E)に格付けし、実施しその評価結果(評語)に基づき、昇給区分(0~7号給)を決定しています。

平成26年4月1日の昇給の実績については次のとおりです。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

#### ア 特定職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	3号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	20.0%	80.0%	0.0%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	34.3%	65.7%	0.0%

#### イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	4号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	30.2%	69.6%	0.2%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	21.5%	78.5%	0.0%

※ 特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいいます。

※ 全ての期間を勤務していない者(病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等)、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者を除いています。

※ 人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合です。

## (5) 職員の手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

和歌山県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,549 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 和歌山県の特定幹部職員(部・次長級)の支給割合については、期末手当2.2月分、勤勉手当1.75月分である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況

平成17年6月勤勉手当分から、全職員を対象に評定期間（6月勤勉：12月2日～6月1日、12月勤勉：6月2日～12月1日）の勤務実績に基づき所属長からの内申により勤務成績を評定しています。

2 勤勉手当への勤務成績の反映状況

全職員について、評定期間の勤務実績に基づき、所属長からの内申により成績率（特に優秀、優秀、良好（標準）、特に不良）を判定しています。  
平成25年12月支給の勤勉手当の実績は次のとおりです。

（知事部局の一般行政職給料表適用者）

ア 特定幹部職員（次長級以上の職員）

	上位	標準	下位
成績率	114.5/100 ～99.5/100	84.5/100	70.5/100
人員分布率	23.9%	76.1%	0.0%

イ 特定幹部職員以外の職員

	上位	標準	下位
成績率	94.5/100 ～79.5/100	64/100	50.5/100
人員分布率	34.5%	65.4%	0.1%

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

和歌山県				国					
退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勤奨・定年		
勤続20年	21.62	月分	27.0250	月分	勤続20年	21.62	月分	27.0250	月分
勤続25年	30.82	月分	36.570	月分	勤続25年	30.82	月分	36.570	月分
勤続35年	43.70	月分	52.44	月分	勤続35年	43.70	月分	52.44	月分
最高限度額	52.44	月分	52.44	月分	最高限度額	52.44	月分	52.44	月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)					
退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額 (0円～50,000円)の60月分				退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額 (0円～79,200円)の60月分					
(退職時特別昇給 なし )				(退職時特別昇給 なし )					
1人当たり平均支給額		447	千円	25,383		千円			

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

### ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		1,190,800 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		142,236 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	37 人	18 %
神奈川県横浜市	12 %	1 人	12 %
神奈川県川崎市	12 %	1 人	12 %
滋賀県大津市	10 %	4 人	10 %
京都府京都市	10 %	2 人	10 %
大阪府大阪市	15 %	6 人	15 %
大阪府堺市	12 %	1 人	12 %
大阪府吹田市	12 %	1 人	12 %
大阪府門真市	15 %	5 人	15 %
大阪府東大阪市	10 %	1 人	10 %
兵庫県神戸市	10 %	1 人	10 %
兵庫県三木市	3 %	4 人	3 %
和歌山市	3 %	5,081 人	3 %
橋本市	3 %	765 人	3 %
上記以外の市町村	0 %	6,781 人	0 %
医師・歯科医師	15 %	25 人	15 %
平均支給率		1.5 %	1.5 %

(注)「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

### エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		728,957 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		84,068 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		52.4 %		
手当の種類(手当数)		43		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収	4,075 千円	月額20,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	51 千円	月額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防衛訓練、救助訓練等の指導	145 千円	月額850円
社会福祉業務手当	紀南児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は売春防止法に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	10,327 千円	月額12,800円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
防疫業務等手当	こころの医療センター又は保健所に勤務する職員	感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業等	277 千円	月額330円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	227 千円	月額340円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、薬務課又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査（患者に直接接する場合に限る。）、診察の立会い、入院措置のための移送	203 千円	日額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時)において行われる看護等	29,412 千円	深夜における勤務時間 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 (3,800円) 2～4時間未満 2,900円 (3,400円) 2時間未満 2,000円 (2,400円) ※( )内は月8回を超える勤務に係る額
し尿処理施設等検査手当	保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	10 千円	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	97 千円	日額500円
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	0 千円	日額800円
	東日本大震災に対処するための作業に従事した職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業  警戒区域  帰還困難区域  居住制限区域  計画的避難区域	5,630 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外 日額 20,000円 免震重要棟内 日額 5,000円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円 屋外 日額 5,000円 屋内 日額 1,000円
特別環境作業従事手当	振興局地域振興部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	567 千円	日額300円
	自然博物館に勤務する職員	潜水器具を着用して、海底調査等の潜水作業を行う業務	22 千円	時間400円
火薬類等災害調査手当	総務部危機管理局消防保安課又は振興局地域振興部に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	5 千円	日額750円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	1,254 千円	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	16 千円	日額300円
用地交渉手当	振興局建設部に勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	5,802 千円	日額1,000円
有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用しておそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	1,508 千円	日額300円
動物保護手当	保健所に勤務する予防技術員	狂犬病予防法に基づく捕獲等	505 千円	日額600円
道路上作業手当	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	6,770 千円	日額500円
定時制課程等事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	237 千円	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	7,766 千円	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業		日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	418 千円	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等に係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	55,217 千円	日額200円
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当(兼務)する業務	2,655 千円	時間2,780円
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等(2時間以上)	728 千円	日額1,100円
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	354,477 千円	①(ア) 児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額6,400円 (イ) 児童生徒の負傷疾病に伴う救急業務及び緊急補導 日額6,000円 ②(ア) 修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額3,400円 (イ) 部活動で休日等に行うもの 日額2,400円



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	66,935 千円	日額 560円 (国内) 日額1,100円 (国外)
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の	15,978 千円	日額 420円
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	20,134 千円	(1)交通事故捜査・検問 日額 560円 (昼間) 日額 840円 (夜間) 日額 840円 (昼間・高速上) 日額 1,260円 (夜間・高速上) (2)交通取締用自動二輪 日額 560円 (白バイ) (3)上記以外 日額 310円 日額 460円 (高速上)
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	33,390 千円	日額 340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	3,231 千円	日額 280円 (現場以外) 日額 560円 (現場)
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	24,244 千円	(1)検視・検証 1体 1,600円 (2)検視・検証(損傷著しい死体) 1体 3,200円 (3)検視・検証(検視官・刑事調査官) 1体 3,200円 (4)解剖補助 1体 3,200円
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	9,902 千円	日額 320円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(22時から5時まで)において行われる業務	57,916 千円	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回 730円 (3)深夜の一部を含む勤務(2時間未満) 1回 410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	0 千円	(1)爆発物、特殊危険物質等処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害の危険がある区域での作業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断がい、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	9 千円	1回 470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間(21時から5時まで)において行う業務	1,942 千円	1回 1,240円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う、証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	14 千円	1時間 400円
航空手当	航空機に搭乗して行う捜索、救難救助、救急の業務等に従事した職員	①搭乗して行う捜索、救難救助又は救急の業務 ②搭乗して行う災害発生状況等の調査又は消防若しくは防災の業務 ③上記の訓練	2,123 千円	1時間 1,900円 ただし、1月の総額は、1時間当たりの額に80を乗じて得た額が限度(捜索・救難救助のための降下した日については1日につき870円加算)
	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	4,695 千円	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	19 千円	日額 840円 (警戒区域等危険地域840円加算)
警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣等の身辺警護の業務	22 千円	(1)天皇、皇后、皇太子、皇太子妃文仁親王、悠仁親王の身辺警衛 日額 1,150円 (2)上記以外の皇族、内閣総理大臣等の身辺警護 日額 640円
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	0 千円	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕 日額 1,100円 (3)銃器所持犯人逮捕 日額 1,100円 (4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒 日額 820円 (6)暴力団事務所等の直近警戒 日額 820円 (7)保護対策としての固定警戒等 日額 820円

#### オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	2,375,035 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	354 千円
支給実績(平成24年度決算)	2,306,136 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	342 千円

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		1,828,883 千円	243,721 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円	同じ		1,008,386 千円	123,774 円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給(採用から1年経過するごとに額を減じて支給) 医師・歯科医師 最高支給月額 410,900円	異なる	21年以上について、国と異なる支給額を適用	98,271 千円	3,779,665 円
通勤手当	通勤距離が片道 2 <sup>キ</sup> 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000～24,500円 (2) 四輪 2,000～44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000～24,500円	1,714,566 千円	127,752 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員(異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。) 23,000円+加算額(6,000～45,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100 <sup>キ</sup> 以上の場合に加算)	同じ		88,367 千円	326,077 円
特地勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1 級地 4,000円/月 2 級地 7,000円/月 3 級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1 級地 4% 2 級地 8% 3 級地 12%	6,573 千円	68,470 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% 準ずる学校 2%			87,027 千円	216,486 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,200円 機器等の監視、管理等のための当直 5,100円 福祉施設等の生活介助等のための当直 5,900円 医師当直 20,000円 年末年始期間は、100分の150	異なる	年末年始期間の支給額	355,344 千円	208,291 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000～12,000円 6時間超 9,000～18,000円	同じ		3,462 千円	40,256 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		180,750 千円	92,172 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数（年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数）	異なる	年末年始の支給割合	529,467 千円	162,813 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		1,106,193 千円	710,008 円
寒冷地手当	寒冷地に在職する職員に支給 (11月～翌年3月) 1 世帯主である職員	同じ		2,723 千円	71,667 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する教育職員に級号給に応じて3,900～15,900円を支給			578,823 千円	71,513 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校長及び教員に給料の5%（管理職手当受給者は4%）を支給			46,534 千円	262,904 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教員に給料の5%（定時制通信教育手当受給者は3%）を支給			43,843 千円	236,991 円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直接農林漁業者に技術及び普及指導を行ったときに支給			3,570 千円	68,651 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し支給	同じ		0 千円	0 円

(6) 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	1,137,400 円	(	1,210,000 )円
	副知事	893,000 円	(	950,000 )円
報 酬	議 長	950,000 円	(	)円
	副議長	810,000 円	(	)円
	議 員	770,000 円	(	)円
期 末 手 当	知 事	(25年度支給割合)		
	副知事	2.95 月分		
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合)		
	副議長 議 員	2.95 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副知事	121万円×在職月数×0.59 =	34,267,200	(任期ごと)
		95万円×在職月数×0.42 =	19,152,000	(任期ごと)

(注) 1 厳しい財政状況を踏まえ、26年度は知事・副知事の給料を6%、期末手当を6%減額しています。  
また、給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	501,759	134,387	135,999	27.1	29.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	18	70,809	13,343	27,011	111,163	6,176

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.9 歳	366,680 円	528,722 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成25年度)	
1,351 千円	
(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	10～20%

b 退職手当(平成26年4月1日現在)

退職手当の基 本額	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
	勤続35年	43.70 月分	52.440 月分
	最高限度額	52.44 月分	52.440 月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%)		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～50,000円)の60月分		
(退職時特別昇給	なし)		
1人当たり平均支給額	千円		千円

- (注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。  
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22～25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		1,559 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		129,944 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制
和歌山市	3 %	8 人	3 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	0 %	10(2) 人	0 %

(注) ( )内は、再任用職員の数です。

d 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		8 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		856 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		45.0 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10m以上の危険箇所にて行う工業用水施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、又は水道管の破裂等特別な危険の生じる恐れのあるずい道内において調査又は検査	3 千円	① 日額 300円 ② 日額 500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した工業用水道施設及びその周辺において行う巡回監視、応急作業のための災害状況の調査等	2 千円	日額 800円
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	3 千円	日額 1,000円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	1,545 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	103 千円
支給実績(平成24年度決算)	1,095 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	73 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		4,147 千円	296,214 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円	同じ		1,184 千円	118,380 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000~24,500円 (2)四輪 2,000~44,300円	異なる	2 (2) 四輪 2,000~ 24,500 円	2,421 千円	121,054 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給(55,000~75,700円)	同じ		2,336 千円	778,800 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		21 千円	1,734 円

イ 土地造成事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	939,963	▲ 68,625	23,281	2.5	2.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	3	12,318	1,400	4,977	18,695	6,232

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は平成25年 4月 1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
45.3 歳	371,212 円	512,758 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成25年度)	1,659 千円
(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	10~20%

b 退職手当（平成26年4月1日現在）

退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	
勤続35年	43.70 月分	52.440 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.440 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		
	(2%~20%)		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分		
(退職時特別昇給	なし)		
1人当たり平均支給額	千円	千円	千円

- (注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。  
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22~25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。



c 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		410 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		136,620 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	3 %	3 人	3 %

d 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価

e 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	136 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	45 千円
支給実績(平成24年度決算)	75 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	25 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		666 千円	222,000 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円	同じ		115 千円	38,400 円
通勤手当	通勤距離が片道2 <sup>km</sup> 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000~24,500円 (2)四輪 2,000~44,300円	異なる	2 (2) 四輪 2,000~ 24,500 円	73 千円	36,600 円

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局	38時間45分	9:00	17:45	12:00～13:00
教育委員会	38時間45分	9:00	17:45	12:00～13:00
警察本部	38時間45分	9:00	17:45	12:00～13:00

(2)一般職員の勤務時間の運用状況 (平成26年4月1日現在)

ア 時差通勤制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

イ フレックスタイム制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

ウ 育児・介護のための早出・遅出勤務の実施状況

知事部局	○	教育委員会	○	警察本部	○
------	---	-------	---	------	---

(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況 (平成25年1月1日～平成25年12月31日)

区分	総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
知事部局	115,607.1日	32,128.8日	2,981人	10.8日	27.8%
教育委員会	124,186.7日	33,400.8日	3,197人	10.4日	26.9%
警察本部	93,037.1日	12,554.1日	2,388人	5.3日	13.5%

(注) 教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含まない。

(4)特別休暇の導入状況

(平成26年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 裁判員・証人・参考人等出頭	必要と認められる期間
3 骨髄移植	必要と認められる期間
4 ボランティア	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
7 妊娠障害(つわり)	7日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じ付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)の日が
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各45分以内
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日以内(子が2人以上の場合は、10日以内)
15 短期介護	1暦年5日以内(要介護者が2人以上の場合は、10日以内)
16 職員の子の婚礼	1日
17 法事等	慣習上最小限度必要と認められる期間
18 忌引き	配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
19 夏季	原則、連続する5日の範囲内の期間
20 永年勤続	連続する3日の範囲内の期間
21 感染症等	必要と認められる期間
22 天災被害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
23 出勤困難	必要と認められる期間
24 通勤途上の危険回避	必要と認められる期間

(5)介護休暇の取得者数 (平成25年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者数(職員との続柄別)									
			計	配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他	
知事部局	男性職員	1	1	1								
	女性職員	1	1		1							
	計	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	男性職員	5	5		5							
	女性職員	22	22	3	13	3	3					
	計	27	27	3	18	3	3	0	0	0	0	
警察本部	男性職員		0									
	女性職員		0									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(25年度)

(単位:人)

処分の種類 処分事由・任命権者		降任		免職		休職		降給		合計		失職
(1)勤務成績が良くない場合	知事部局					/	/	/	/	0	[0]	/
	教育委員会					/	/	/	/	0	[0]	/
	警察本部					/	/	/	/	0	[0]	/
	小計	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/
(2)心身の故障の場合	知事部局					121	[36]	/	/	121	[0]	/
	教育委員会					87	[85]	/	/	87	[0]	/
	警察本部					48	[14]	/	/	48	[0]	/
	小計	0	[0]	0	[0]	256	[135]	/	/	256	[0]	/
(3)職に必要な適格性を欠く場合	知事部局					/	/	/	/	0	[0]	/
	教育委員会					/	/	/	/	0	[0]	/
	警察本部					/	/	/	/	0	[0]	/
	小計	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/
(4)職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合	知事部局					/	/	/	/	0	[0]	/
	教育委員会					/	/	/	/	0	[0]	/
	警察本部					/	/	/	/	0	[0]	/
	小計	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/
(5)刑事事件に関し起訴された場合	知事部局	/	/	/	/	/	/	/	/	0	[0]	/
	教育委員会	/	/	/	/	/	/	/	/	0	[0]	/
	警察本部	/	/	/	/	/	/	/	/	0	[0]	/
	小計	/	/	/	/	0	[0]	/	/	0	[0]	/
(6)条例で定める事由による場合	知事部局	/	/	/	/	/	/	/	/	0	[0]	/
	教育委員会	/	/	/	/	/	/	/	/	0	[0]	/
	警察本部	/	/	/	/	/	/	/	/	0	[0]	/
	小計	/	/	/	/	0	[0]	0	[0]	0	[0]	/
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	[0]	0	[0]	121	[36]	0	[0]	121	[0]	/
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	87	[85]	0	[0]	87	[0]	/
	警察本部	0	[0]	0	[0]	48	[14]	0	[0]	48	[0]	/
	合計	0	[0]	0	[0]	256	[135]	0	[0]	256	[0]	/
(8)地公法第28条第4項により失職した者	知事部局	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
	教育委員会	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
	警察本部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
	小計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
(9)地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	知事部局	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
	教育委員会	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
	警察本部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
	小計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0

(注) 心身の故障による休職で処分期間を更新した場合等、同一の者が複数回の分限処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

[ ]は、実人数を計上している。

(2)懲戒処分者数(25年度)

(単位:人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
(1)給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	知事部局					0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(2)一般服務違反関係(信用 失墜行為・欠勤・勤務態度 の不良等)	知事部局	1				1
	教育委員会			1	3	4
	警察本部				1	1
	小計	1	0	1	4	6
(3)一般非行関係(金銭・異性 関係等の非行等)	知事部局		1	1		2
	教育委員会					0
	警察本部	1	3	2		6
	小計	1	4	3	0	8
(4)収賄等関係	知事部局				1	1
	教育委員会				1	1
	警察本部					0
	小計	0	0	0	2	2
(5)道路交通法違反	知事部局				1	1
	教育委員会		1	1	1	3
	警察本部					0
	小計	0	1	1	2	4
(6)監督責任	知事部局	2	1			3
	教育委員会	1	1			2
	警察本部					0
	小計	3	2	0	0	5
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	3	2	1	2	8
	教育委員会	1	2	2	5	10
	警察本部	1	3	2	1	7
	合計	5	7	5	8	25

## 5 職員のサービスの状況

(1) 育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数 (平成25年度) (単位: 人)

区分	性別等	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得 者数	平成25年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員				育休取得率
					育児休業 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短 時間勤務取 得者数	
知事部局	男性職員	1		1	104	1		1	1.0%
	女性職員	34	7	6	35	34		1	97.1%
	計	35	7	7	139	35	0	2	25.2%
教育委員会	男性職員				149	0			0.0%
	女性職員	111	1	6	111	111			100.0%
	計	111	1	6	260	111	0	0	42.7%
警察本部	男性職員				116				0.0%
	女性職員	18	1		18	14			77.8%
	計	18	1	0	134	14	0	0	10.4%

(注) 「育児休業取得者数」「部分休業取得者数」「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成25年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成24年度から平成25年度にかけて引き続いている者の数を記入。

(2) 育児短時間勤務の勤務形態 (25年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員) (単位: 人)

区分	性別等	勤務形態					合計
		1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	その他	
知事部局	男性職員			1			1
	女性職員		5	1			6
	計	0	5	2	0	0	7
教育委員会	男性職員						0
	女性職員	1	4		1		6
	計	1	4	0	1	0	6
警察本部	男性職員						0
	女性職員						0
	計	0	0	0	0	0	0

(3) 修学部分休業の実施状況

(平成25年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	1
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(4) 高齢者部分休業の実施状況

(平成25年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(5) 自己啓発等休業の実施状況

(平成25年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	1
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修状況 (平成25年度)

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考	
一般研修	新規採用職員研修(前期・中期・後期)	知事部局職員(新規採用職員)	2	9	135		
	2年目職員研修	知事部局職員(採用後2年目の職員)	2	2	106		
	新任副主査研修	知事部局職員(新任副主査)	3	2	85		
	新任主査研修	知事部局職員(新任係長級)			103	約1か月の民間体験研修	
	新任課長補佐研修Ⅰ	知事部局職員(新任課長補佐級)	3	2	84		
	新任課長補佐研修Ⅱ	知事部局職員(新任の本庁班長、地方機関の課長職員等)	2	2	78		
	新任管理者研修	知事部局職員(新任管理者)	2	2	86		
	新任所属長研修	知事部局職員(新任所属長)	2	2	66		
	教育委員会事務局等職員研修	教育委員会職員(事務局等新規採用職員)	1	2	51		
	県教育庁等職員人権研修	教育委員会職員(事務局等職員)	1	2	445		
	初任科	新規採用の警察官(大卒)	2	180	48	1期生約180日	
	初任科	新規採用の警察官(大卒以外)	1	306	43		
	一般職員初任科	新規採用の一般職員	2	28	20	1期生28日	
	初任補修科	採用時教養警察官(大卒)	2	60	58	1期生60日	
	初任補修科	採用時教養警察官(大卒以外)	1	82	42		
	幹部研修	警部以上の警察職員	3	1	370	1回約120名	
人権研修	警部補以下の警察職員	2	1	250	1回約120名		
特別研修	住民との対応能力向上研修	知事部局職員(係長級昇任前の職員)	3	2	85		
	プレゼンテーション研修		3	2	85		
	政策形成能力開発研修		3	2	110		
	財務諸表の見方研修		2	2	82		
	統計分析講座		2	2	61		
	メディア対応研修		2	2	46		
	政策法務研修		2	2	26		
	行政争訟講座		2	2	38		
	民法講座		2	2	71		
	職場研修委員研修		知事部局職員(新たに職場研修委員に任命された者)	2	1	64	
	新規採用職員指導者研修		知事部局職員(新規採用職員の指導職員)	2	1	116	
	部下職員指導支援研修		知事部局職員(特別指導対象職員の所属長等)	1	1	48	
	育休任期付職員等研修		知事部局職員(育児休業代替職員)	2	2	17	
	育児休業者職場復帰サポート研修		知事部局職員(育児休業職場復帰者)	1	1	4	
	説明・説得能力向上研修		知事部局職員(全職員)	1	2	16	
	政策形成能力研修		知事部局職員(採用後10年目程度又は35歳程度の職員)	2	3	8	関西広域連合主催研修
行政訴訟講座(第1回目)		1	2	2			
説明・説得能力向上		1	2	1			
財務諸表の見方研修(第2回目)	警察職員の中の希望者	1	2	1			
統計分析講座(第2回目)		1	2	2			
政策形成能力向上		1	2	1			
セミナー	職場研修指導者セミナー	知事部局職員(職場研修委員)	1	1	267		
	人権・同和特別研修指導責任者研修会	知事部局職員(職場研修委員・振興局人権担当職員等)	1	1	160		
	レベルアップセミナー	知事部局職員(全職員)	1	1	50		
基本研修	初任者研修	教育委員会職員(新規採用教員)	1	16	208		
	初任者研修(宿泊研修)		1	2	208		
	初任者研修(2年次研修)(24年度継続)	教育委員会職員(新規採用24年度継続者)	1	4	222		
	初任者研修(3年次研修)(23年度継続)	教育委員会職員(新規採用23年度継続者)	1	3	231		
	10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者教員)	1	8	96		
	10年経験者研修(24年度継続)	教育委員会職員(10年経験24年度継続者)	1	4	90		
	新規採用養護教員研修	教育委員会職員(新規採用養護教員)	1	10	7		
	養護教員10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者養護教員)	1	5	3		
	新規採用栄養教諭研修	教育委員会職員(新規採用栄養教諭)	1	6	5		
	新規採用栄養職員研修	教育委員会職員(新規採用栄養職員)	1	10	2		
	栄養職員経験者研修	教育委員会職員(栄養職員経験者)	1	5	0		
	新規採用学校事務職員研修	教育委員会職員(新規採用学校事務職員)	1	3	16		
	新任事務長研修	教育委員会職員 (H23に事務長発令された学校事務職員)	1	1	6		
	新任校長研修	教育委員会職員(管理職(新任校長))	1	3	46		
	新任教頭研修	教育委員会職員(管理職(新任教頭))	1	3	58		
新任教務主任研修	教育委員会職員(新任教務主任)	1	1	74			
特別支援学級担当教員研修	教育委員会職員(初めて特別支援学級を担当した教員)	1	4	58			

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考	
専門研修	小学校教育実践研修(国語科)①～③	教育委員会職員(各市町村教育委員会教育長(県立学校については学校長)が推薦する教員)	1	3	101		
	学校マネジメント実践研究Ⅰ	教育委員会職員(教員)	1	8	4		
	学校マネジメント実践研究ⅡA		1	3	5		
	学校マネジメント実践研究ⅡB		1	3	2		
	理科実験観察実習ⅠA		1	4	2		
	理科実験観察実習ⅡA		1	4	0		
	小学校国語科教育研修講座		1	1	37		
	中学校・高等学校国語科教育研修講座		1	1	51		
	小学校算数科教育研修講座		1	1	26		
	中学校数学科教育実践研修①～③		1	3	93		
	中学校・高等学校数学科教育研修講座		1	1	30		
	小学校社会科教育研修講座		1	1	13		
	中学校社会科・高等学校地理歴史科教育研修講座		1	1	48		
	理科教育研修講座		1	1	66		
	電子顕微鏡活用研修講座		1	1	9		
	四季の星座研修講座		1	1	30		
	英語科教育研修講座		1	1	26		
	A L Tとの効果的なT Tのための英語科教育研修講座①		1	1	34		
	A L Tとの効果的なT Tのための英語科教育研修講座②		1	1	29		
	小学校外国語活動研修講座		1	1	39		
	高等学校産業教育研修講座		1	1	38		
	総合的な学習の時間研修講座		1	1	49		
	道徳教育研修講座		1	1	53		
	特別支援教育基礎研修講座①		1	1	23		
	特別支援教育基礎研修講座②		1	1	45		
	特別支援教育スキルアップ研修講座①		1	1	21		
	特別支援教育スキルアップ研修講座②		1	1	16		
	特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり研修講座		1	1	61		
	通常の学級で進める特別支援教育研修講座①-理解と支援-		1	1	62		
	通常の学級で進める特別支援教育研修講座②-支援方法-		1	1	52		
	特別支援教育コーディネーター養成研修講座(基礎編)		1	1	52		
	管理職のための教育相談研修講座		教育委員会職員(管理職)	1	1	16	
	教育相談研修講座①-いじめ問題への対応-		教育委員会職員(教員)	1	1	35	
	教育相談研修講座②-児童生徒理解-			1	1	65	
	教育相談研修講座③-カウンセリングワークショップ-	1		1	42		
	教育相談研修講座④-聴き方訓練・事例研究-	1		1	69		
教育相談研修講座⑤-事例研究-	1	1		34			
学校経営研修講座①-学校全体で進める学力向上の方策-	教育委員会職員(校長、教頭)	1	1	63			
学校経営研修講座②-学校におけるO J Tの推進-		1	1	5			
生徒指導研修講座①-児童生徒理解を踏まえた生徒指導体制について-	教育委員会職員(教員)	1	1	47			
生徒指導研修講座②-学校の課題克服に向けた生徒指導の在り方について-		1	1	28			
グループアプローチ研修講座-グループ・アプローチの実際-		1	1	87			
生きる力を高める食育研修講座		1	1	25			
ふるさと教育から始めるE S D(持続発展教育)研修講座		1	1	34			
複式教育研修講座		1	1	12			
学校が元気になる共育コミュニティ研修講座		1	1	42			
活力ある図書館をめざす司書教諭・学校司書等研修講座		教育委員会職員(司書教諭・学校司書・学校図書館に関する教職員)	1	1	49		
事務長研修講座	教育委員会職員(事務長)	1	1	16			
公立学校事務職員研修講座	教育委員会職員(主任・事務主任及び主査である学校事務職員)	1	1	28			
防災教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	53			

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考
専門研修	警部補任用科	昇任予定の巡査部長	1	12	10	
	巡査部長任用科	昇任予定の巡査長	1	12	6	
	捜査及び鑑識専務員任用科	刑事警察任用予定者	1	24	18	
	交通任用科	交通警察任用予定者	1	12	3	
	警備任用科	警備警察任用予定者	1	12	13	
	留置担当官専科	警部補以下の警察官	1	5	10	
	警察安全相談・被害者対策専科		1	5	14	
	災害警備専科		1	5	16	
	特殊犯捜査専科		1	10	19	
	術科指導者専科		1	5	18	
	警備実務専科		1	5	10	
	検視実務専科		1	5	14	
	職務質問専科		1	12	15	
	取調べ技能専科		1	5	23	
	恋愛感情等のもつれに起因する暴力適事案への対策		1	5	14	
	生活安全専科		1	5	14	
	通信指令専科		1	5	14	
	交通実務専科		1	12	16	
	刑事実務専科		1	5	20	
	緊急二輪専科		1	16	10	
	サイバー犯罪捜査実務専科		1	5	16	
	総合実務専科		3	12	52	1期生4日
	組織犯罪捜査専科		1	5	19	
	鑑識任用専科		1	9	20	
	緊急自動車運転技能者専科(四輪)		1	16	5	
	留置担当官任用専科		1	10	26	
自動車警ら班員専科	1		5	14		
情報管理専科	1		5	3		
情報管理専科	1		5	11		
総合実務専科	係長以下の警察本部職員		1	3	15	
情報教育	事例に学ぶ情報モラル教育研修講座		教育委員会職員(教員)	1	1	28
	初心者のためのICT活用授業研修講座	1		1	29	
研究開発	学校支援・調査研究事業等に係る研修	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	196		2,792	随時要請に応じて
教育相談	教育相談主事等派遣事業等に係る研修	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	399		3,779	随時要請に応じて
特別支援	特別支援事業等に係る研修	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	50		849	随時要請に応じて
長期研修	長期研修員研修	教育委員会職員(教育委員会職員(選考された教員))	1		11	一年間
	教員の長期社会体験研修		1		8	一年間
合計					12,715	



## (2)勤務成績の評定状況

(平成25年度)

区分	勤務成績の評定の概要																						
知事部局	被評価者及び評価者	被評価者	第1次評価者	第2次評価者																			
		部長級職員	本庁の部長等	—																			
		次長級職員(本庁・出先)	本庁の部長等	—																			
		“(振興局)	振興局長	—																			
		課長級 所属長職員(本庁・出先)	本庁の局長等	本庁の部長等																			
		“(振興局)	振興局長	—																			
		課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く	所属長	本庁の局長等																			
		“(振興局)※所属長職員を除く	振興局の部長等	振興局長																			
		課長補佐級以下及び現業職員(本庁)	副課長等	所属長																			
		“(出先)	次長等 ※管理職手当受給者	“																			
	“(振興局)	副部長等	“																				
	※ 課長級職員には、管理職手当を受給している課長補佐級職員を含む。																						
	評価の構成	① 職務行動評価 被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要とされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価(「能力」を評価) ② 役割達成度評価 被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価(「実績」を評価)																					
	評価要素	① 職務行動評価 <table border="1" data-bbox="459 996 1492 1411"> <tr> <td>部次長級</td> <td>仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> </table> ② 役割達成度評価 <table border="1" data-bbox="459 1473 1492 1686"> <tr> <td>部次長級</td> <td rowspan="6">勤務実績(目標に対する達成度)</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> </tr> </table>			部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率	課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方	一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)	課長級	課長補佐級	係長級	一般職員	現業職員
部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率																						
課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																						
課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																						
係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方																						
一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																						
現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																						
部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)																						
課長級																							
課長補佐級																							
係長級																							
一般職員																							
現業職員																							
	評価方法	① 職務行動評価 5段階による絶対評価 ② 役割達成度評価 点数による絶対評価																					
	自己評価の有無	① 職務行動評価 有り ② 役割達成度評価 “																					
	評価基準日	① 職務行動評価 11月1日 ② 役割達成度評価 2月1日																					
	評価対象期間	① 職務行動評価 4月1日から翌3月31日まで ② 役割達成度評価 “																					
	評定結果の活用方法	① 職務行動評価 人材育成、任用・人事配置、分限及び給与の決定のための資料 ② 役割達成度評価 人材育成及び給与の決定のための資料																					

(2)勤務成績の評定状況

(平成25年度)

区分	勤務成績の評定の概要						
教育委員会	被評価者及び評価者	(1)教育庁					
		被評価者	第1次評価者				
		局長、参事	教育長				
		課長	局長				
		室長、副課長、主幹、教育企画員	課長				
		上記以外の職員	副課長、室長				
			第2次評価者				
			-				
			教育長				
			局長				
(2)教育支援事務所		被評価者	第1次評価者				
		所長	教育総務局長				
		上記以外の職員	所長				
			-				
(3)学校以外の教育機関		被評価者	第1次評価者※2				
		所長、館長、副館長	局長				
		副所長、紀南図書館長、主幹、教育企画員	所長、副館長				
上記以外の職員	教育センター学びの丘の職員	副所長	所長				
	紀南図書館の職員	紀南図書館長	副館長				
	図書館・近代美術館・博物館・紀伊風土記の丘・自然博物館の職員	副館長	-				
(4)派遣職員		被評価者	第1次評価者				
		文化財センターの職員	事務局長				
		和歌山県体育協会の職員	事務局長				
			文化遺産課長				
			スポーツ課長				
評価の構成	<p>① 勤務成績評価 職務遂行上の能力、意欲、成績を評価するものであり、自己評価を行うとともに、評価者が被評価者の勤務成績を評価</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 職員が自ら職務上の目標を設定し、その達成状況を自己評価するとともに、第1次評価者及び第2次評価者が被評価者の業績を評価</p>						
評価要素	<p>① 勤務成績評価</p> <table border="1" data-bbox="531 1317 1398 1384"> <tr> <td>一般職員</td> <td>企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td>情報整理・知識、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観</td> </tr> </table> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 職員が自ら設定した職務上の目標の評価期間における業務の実施結果(「実績」)を評価する。</p>			一般職員	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観	現業職員	情報整理・知識、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観
一般職員	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観						
現業職員	情報整理・知識、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観						
評価方法	<p>① 勤務成績評価 5段階による絶対評価</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 //</p>						
自己評価の有無	<p>① 勤務成績評価 有り</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 //</p>						
評価基準日	<p>① 勤務成績評価 11月1日</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 2月1日</p>						
評価期間	<p>① 勤務成績評価 4月1日から翌3月31日まで</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 //</p>						
評定結果の活用方法	<p>① 勤務成績評価 職員の意欲の向上や組織の活性化並びに人材育成及び適正配置のための資料</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 人材育成及び給与決定の資料</p>						

区分	勤務成績の評定の概要			
教育委員会 (県立学校)	被評価者及び評価者	(1)教育庁		
		被評価者	第1次評価者	
		校長	教育長	調整者
		その他の職員	校長	教育長
	評価の構成	職務の状況及び勤務の状況等に基づき評定		
	評価要素	校長	教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携	
		その他の職員	学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等	
	評価方法	三段階による絶対評価		
自己評価の有無	無し			
評価基準日	原則として9月1日			
評価期間	前年9月1日～8月31日			
評定結果の活用方法	勤務成績の評定を行うことにより、その結果に応じた措置を講じる。			

区分	勤務成績の評定の概要																				
	被評価者及び評価者	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 277 868 322">被評定者</th> <th data-bbox="868 277 1070 322">第1次評定者</th> <th data-bbox="1070 277 1272 322">第2次評定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 322 868 367">参事官・所属長</td> <td data-bbox="868 322 1070 367">所管部長</td> <td data-bbox="1070 322 1272 367">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 367 868 412">次席・管理官・副署長等</td> <td data-bbox="868 367 1070 412">所属長</td> <td data-bbox="1070 367 1272 412">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 412 868 456">調査官・課長補佐・署課長等</td> <td data-bbox="868 412 1070 456">管理官等</td> <td data-bbox="1070 412 1272 456">次席・副署長等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 456 868 501">係長・主任・係員</td> <td data-bbox="868 456 1070 501">担当補佐・署課長等</td> <td data-bbox="1070 456 1272 501">管理官等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 501 868 546">初任科生</td> <td data-bbox="868 501 1070 546">担当教官</td> <td data-bbox="1070 501 1272 546">校長補佐</td> </tr> </tbody> </table>		被評定者	第1次評定者	第2次評定者	参事官・所属長	所管部長	—	次席・管理官・副署長等	所属長	—	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等	初任科生	担当教官	校長補佐
被評定者	第1次評定者	第2次評定者																			
参事官・所属長	所管部長	—																			
次席・管理官・副署長等	所属長	—																			
調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等																			
係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等																			
初任科生	担当教官	校長補佐																			
	評価の構成	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 勤務実績評定 被評定者の勤務実績について、基礎的能力、仕事の姿勢、業務処理能力に着眼して評定</p> <p>② 人物評定 被評定者の人物面について、社会面、活動面、精神面等に着眼して評定</p> <p>【初任科生】</p> <p>① 学術評価 被評定者の学術について、学科、術科成績に基づき評定</p> <p>② 操行評価 被評定者の操行について、生活面、功労面等に着眼して評定</p>																			
警察本部	評価要素	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 勤務実績評定 実行力、折衝力、責任感、積極性、正確性、迅速性等</p> <p>② 人物評定 誠実・実直、信望、忍耐力、は気、ち密、向上心等</p> <p>【初任科生】</p> <p>① 学術評価 学科、術科各科目の成績</p> <p>② 操行評価 責任感、積極性、規律等</p>																			
	評価方法	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】 勤務実績評定、人物評定を総合して5段階による絶対評価</p> <p>【初任科生】 学術評価、操行評価を総合して5段階による絶対評価</p>																			
	自己評価の有無	有り																			
	評価基準日	年間評定 12月31日 半期評定 6月1日、12月1日																			
	評価期間	年間評定 1月1日から12月31日まで 半期評定 12月2日から翌年6月1日まで、6月2日から12月1日まで 特別評定(初任科生) 初任教養期間中																			
	評定結果の活用方法	昇任、降任及び転任等の人事異動 表彰、懲戒及び分限 昇給及び勤勉手当 指導教養及び監督																			

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 公務災害・通勤災害の認定件数

(平成25年度)

区分	件数	区分	件数	区分	件数			
公務災害	123	通勤災害	19	合計	142			
内訳	知事部局	24	内訳	知事部局	10	内訳	知事部局	34
	教育委員会	23		教育委員会	4		教育委員会	27
	警察本部	76		警察本部	5		警察本部	81

### (2) 健康診断実施状況

(平成25年度)

健康診断名	受診対象者	受診者数		
		知事部局	教育委員会	警察本部
定期健康診断	全職員	3,793	3,325	2,484
雇入時健康診断	新規採用職員	155	18	
電離放射線業務健康診断	放射線業務に従事する職員	17		36
農業業務健康診断	有機リン系農薬取扱業務に従事する職員	96		
有機溶剤等業務健康診断	有機溶剤等取扱業務に従事する職員	44		10
振動業務健康診断	振動工具取扱業務に従事する職員	60		
家畜疾病等取扱業務健康診断	動物の負傷・疾病等取扱業務に従事する職員	81		
VDT作業健康診断	VDT作業に従事する職員の内希望者	267		
B型肝炎健康診断	血液取扱い業務に従事する職員の内希望者	15	950	
乗船業務健康診断	乗船業務に従事する職員	13		
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	102		632
ホルムアルデヒド取扱業務健康診断	ホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員	8		
海外派遣労働者健康診断	6ヶ月以上海外へ派遣される職員及び6ヶ月以上海外へ派遣され帰国した職員	0		
結核健診	医療関係者で結核患者と直接接触する機会のある職員	13	2,944	
特定化学物質等取扱業務健康診断	特定化学物質取扱業務に従事する職員	9		
介護業務健康診断	県立特別支援学校教職員のうち希望者		51	
給食業務健康診断	県立学校寄宿舎調理員、学校栄養職員・給食調理員、給食介助員		69	
機動隊員特別検診	機動隊員及び管区機動隊員			69
高気圧作業従事者検診	高気圧作業従事者			30
鉛業務従事者検診	鉛業務従事者			9
脳波検診	白バイ勤務員			10

### (3) (一財)和歌山県職員互助会・(一財)和歌山県教育互助会・(一財)和歌山県警察共助会の状況

(平成25年度)

	(一財)和歌山県職員互助会	(一財)和歌山県教育互助会	(一財)和歌山県警察共助会
会員数	5,259人	9,472人	2,545人
掛金	77,280千円	397,197千円	68,948千円
掛金率	(給料)×8/1000	(給料)×1/100	(給料+扶養手当)×7.3/1,000
補助金	0千円	0千円	0千円

(注) 1 この様式に定める「知事部局」は、議会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・和歌山海区漁業調整委員会を含みます。

2 各互助会に対する補助金については、平成18年度から廃止しました。

3 (一財)和歌山県職員互助会は、平成25年10月1日に一般財団法人に移行したため、法人移行後(平成25年10月から平成26年3月)の内容。

8 その他知事が必要と認める事項

区分 職種	平成24年度 退職者数 a	a のうち再就職者数 (平成25年度)											再就職 しない者 n	不明で ある者 o	
		県に再就職した者						県以外に再就職した者							
		再任用職員 (常勤勤務) c	再任用職員 (短時間勤 務) d	非常勤職員 e	臨時職員 f	その他 g	他の地方公共団体 うち再任用職員 h	外郭団体 j	非営利団体 (外郭団体除く) k	営利企業 (外郭団体除く) l	自営業 m				
一般行政職	128	2	43			3	2				22	5	2	17	32
研究職	6		3									1	1	1	
医療職	14	6	3				1					2		7	1
技能労務職	27	18	13				3							4	5
教育職	416	26	1												390
警察職	80	60	4	6	24		5				13	8			20
合計	671	194	69	24	24	3	11	0	0	0	35	16	3	29	448

## II 人事委員会の業務状況

### 1 職員の競争試験及び選考の状況

#### (1) 採用試験の状況(平成25年度)

##### ア 競争試験

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
○(大学卒業程度)I種					
一般行政(通常枠)	504	384	124	41	9.4
一般行政(特別枠)	50	44	20	10	4.4
学校事務	106	80	15	5	16.0
警察事務	55	47	15	5	9.4
情報	30	18	7	2	9.0
総合土木	45	37	31	12	3.1
建築A	9	9	7	2	4.5
建築B	3	3	2	0	-
電気A	8	5	3	1	5.0
電気B	5	4	3	1	4.0
化学A	17	14	5	1	14.0
化学B	13	9	5	1	9.0
農学	43	39	21	7	5.6
林学	14	14	9	3	4.7
水産	27	22	9	3	7.3
法医鑑識	21	13	5	1	13.0
計	950	742	281	95	7.8
備考: 試験区分のうち、建築B、電気職B、化学B、法医鑑識は警察本部又は警察署での勤務。					
○(高校卒業程度)II種					
一般事務	51	45	10	4	11.3
学校事務	145	125	34	15	8.3
警察事務	29	22	8	2	11.0
土木	7	7	4	1	7.0
計	232	199	56	22	9.0
○第1回警察官A					
警察官A男性一般	222	196	86	24	8.2
警察官A女性一般	54	47	35	10	4.7
警察官A男性武道(柔道)	2	2	1	1	2.0
警察官A男性武道(剣道)	2	2	1	1	2.0
計	280	247	123	36	6.9
○第2回警察官A					
警察官A男性一般	140	99	42	12	8.3
警察官A女性一般	30	22	13	3	7.3
警察官A男性武道(柔道)	1	1	0	—	—
警察官A男性武道(剣道)	1	1	0	—	—
計	172	123	55	15	8.2
○警察官B					
警察官B男性	217	186	95	27	6.9
警察官B女性	52	45	25	7	6.4
計	269	231	120	34	6.8
○第1回育休任期付・任期付短時間勤務職員					
一般事務・和歌山	31	24	24	13	1.8
一般事務・西牟婁	12	9	9	4	2.3
一般事務・東牟婁	10	8	6	2	4.0
化学・和歌山	5	3	3	1	3.0
任期付短時間勤務 一般事務・和歌山	4	3	3	2	1.5
任期付短時間勤務 一般事務・紀北	0	—	—	—	—
計	62	47	45	22	2.1
○第2回育休任期付・任期付短時間勤務職員					
一般事務・和歌山	22	21	6	3	7.0
一般事務・紀中	11	11	6	2	5.5
土木	1	1	1	1	1.0
化学	3	2	2	1	2.0
農学	1	1	1	1	1.0
任期付短時間勤務 一般事務・和歌山	8	6	6	4	1.5
任期付短時間勤務 一般事務・紀北	2	2	2	1	2.0
任期付短時間勤務 学校事務	5	4	4	1	4.0
計	53	48	28	14	3.4
合計	2,018	1,637	708	238	6.9

イ 選考  
(ア) 公募

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉士	26	21	11	4	5.3
臨床心理士	9	8	6	2	4.0
精神保健相談員	6	6	4	2	3.0
獣医師	4	2	2	2	1.0
薬剤師	12	10	8	3	3.3
保健師	22	21	8	3	7.0
栄養士	28	22	4	1	22.0
診療放射線技師	5	5	4	1	5.0
学校栄養職員	51	39	6	2	19.5
一般事務(身体障害者採用選考試験)	7	6	4	1	6.0
学校事務(身体障害者採用選考試験)	4	4	2	1	4.0
研究員<化学技術系>(工業技術センター)	27	10	6	2	13.5
学芸員(県立博物館)	16	6	4	1	16.0
学芸員(近代美術館)	5	5	4	1	5.0
体育指導員	31	27	22	11	2.8
看護師(こころの医療センター)	21	20	6	6	3.3
専任教員(助産師)	1	1	1	0	—
専任教員(看護師)	7	7	6	2	3.5
警察職員(航空整備士)	1	1	1	1	
看護師・紀中(第1回育休任期付)	2	2	2	2	1.0
保健師・東牟婁(第1回育休任期付)	1	1	1	1	1.0
社会福祉(第2回育休任期付)	3	2	2	2	1.0
専任教員(第2回育休任期付)	0	—	—	—	—
作業療法士(第2回育休任期付)	0	—	—	—	—
看護師(第2回育休任期付)	1	1	1	0	—
事務補助・和歌山(一般職非常勤職員)	49	42	14	14	3.0
事務補助・西牟婁(一般職非常勤職員)	19	17	4	4	4.0
一般職非常勤職員(大阪門真)	1	1	0	—	—
一般職非常勤職員(滋賀大津)	4	4	1	1	4.0
一般職非常勤職員(兵庫三木)	2	2	1	1	2.0

\*申込時

\*申込時

\*申込時



(イ) 公募以外(人事交流等)

職 任命権者	部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	主事 又は 技師	その他	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡査長	巡 査	現業職	計
	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職										
知 事	1	2	9	3	17	27	7								66
教育委員会			3	10	6										19
警察本部長								3	7	4	9	4	2		29
合 計	1	2	12	13	23	27	7	3	7	4	9	4	2	0	114

(2) 昇任の状況(平成25年度)

ア 競争試験

警察官(警部・警部補・巡査部長)昇任試験

(一般)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	195	12	16.3
警 部 補	324	41	7.9
巡 査 部 長	535	60	8.9

(専門)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	18	4	4.5
警 部 補	11	2	5.5

イ 選考

職 任命権者	一般職					警察官				計
	部 長 相当職	次 長 相当職	課 長 相当職	課長補佐 相当職	係 長 相当職	警 視	警 部	警 部 補	巡 査 部 長	
知 事	8	21	46	86	119					280
教 育 委 員 会		3	14	12	11					40
警 察 本 部 長			2	3	6	12	31	23	5	82
合 計	8	24	62	101	136	12	31	23	5	402

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

### (1) 平成25年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

#### <平成25年の給与勧告のポイント>

- 給与、ボーナスは、改定なし
- 諸手当は、自宅（持ち家）に係る住居手当を引下げ（平成25年度改定）
- 自宅（持ち家）に係る住居手当は、平成26年4月1日から廃止（平成26年度改正）

#### ア 民間給与と職員給与との比較

平成25年5月から6月にかけて、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所250から抽出した133事業所について、平成25年4月分の給与等を調査（職種別民間給与実態調査）

※ 民間給与を広く把握し、公務員給与に反映させるため、平成25年から調査対象を全産業に拡大

##### (ア) 月例給

- ・ 職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の平成25年4月分の給与を比較（ラスパイレス比較）
- ・ その結果、職員給与が民間給与を419円（0.11%）上回る

平成25年4月の民間給与(A)	平成25年4月の職員給与(B)		較差(A-B)
372,274円	減額措置前	372,693円	△419円 (△0.11%)
	減額措置後 (管理職員給料2%減額後)	371,440円	834円 (0.23%)

##### (参考)

平成25年7月の職員給与 (役職段階に応じ給料最大9.77%減額後)	平成25年4月の減額措置前給与 (372,693円)との差
348,346円	△24,347円

※ 平成25年6月末まで 管理職員の給料2%減額  
 平成25年7月～平成26年3月末 国の給与減額支給措置の要請に伴う地方交付税の減額相当額の人件費を削減するため、全職員を対象に役職段階に応じ給料最大9.77%減額

行政職給料表	課長級以上（9～6級）	△9.77%
	課長補佐級・係長級（5、4級）	△7.77%
	一般職員（3～1級）	△4.77%

##### (イ) 特別給（ボーナス）

- ・ 平成24年8月から平成25年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較
- ・ その結果、職員の支給月数（現行3.95月分）は民間と均衡

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数	差
3.95月分	3.95月分	0.00月分

## イ 平成25年度の給与改定

本委員会としては、職員の給与を次のように改定する必要があると判断

※ 給与の改定は、職員と民間従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を比較し、均衡させることを基本として実施

平成25年4月における管理職員の給料を2%減額する措置が特例的な措置であることを考慮し、民間の給与と比較する職員給与は、減額措置がないとした場合の給与を使用

### (ア) 月例給

民間の給与との較差△419円(△0.11%)を解消するため、

自宅に係る住居手当について、支給月額を引下げ(3,200円→2,200円)を勧告

(単身赴任者の自宅に係る住居手当についても、支給月額を引下げ(1,600円→1,100円))

・上記の改定を行った場合の平均給与(行政職・減額措置前)

平均給与(改定前)	改定額	平均給与(改定後)
372,693円	△425円	372,268円

参考(行政職)  
職員数 3,834人  
平均年齢 42.4歳  
平均勤続年数 18.6年

### (イ) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合(3.95月)と均衡しているため、改定を行わない(現行3.95月分)

### (ウ) 実施時期等

- ・自宅に係る住居手当の引下げを実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)
- ・4月から改定の実施の前日までの較差相当分を解消する所要の調整措置は、4月から6月末までは管理職員の給料を2%減額する措置が、7月からは全職員を対象に役職段階に応じ給料を最大9.77%減額する措置が実施されており、実際に支給される職員給与が民間給与を現に大きく下回っていることから、講じる状況にはないと判断

## ウ 平成26年度の制度改正

### (ア) 自宅に係る住居手当

- ・国が平成21年度に廃止し、他の都道府県でも廃止した団体は、平成24年4月時点では29団体であったが、平成25年4月現在では45団体となっており、均衡の原則に基づき、制度の廃止を勧告

### (イ) 実施時期

平成26年4月1日

## エ 給与に関するその他の事項

### (ア) 給与構造改革に伴う経過措置額

- ・経過措置額の廃止については、平成23年に、人事院勧告による国の措置に準ずることと勧告
- ・国は、平成24年2月に成立した給与改定・臨時特例法において、経過措置額を平成26年3月末に廃止
- ・なお、国は、経過措置額の新陳代謝により生じた原資及び廃止により生じる原資を用いて、平成24年、平成25年及び平成26年の4月1日に、人事院規則で定める職員の昇給回復を行う措置を実施
- ・本県においても、給与構造改革については平成18年度から基本的に国に準じた制度を実施してきたところであり、本県における制度導入の経緯や実情を考慮した上で、国の措置に準じた取組を実施するよう再度報告で要請

#### (イ) 給与制度の総合的な見直し

- ・ 人事院は、平成 25 年の「職員の給与等に関する報告」において、①民間の組織形態の変化への対応、②地域間の給与配分の在り方、③世代間の給与配分の在り方、④職務や勤務実績に応じた給与について検討を進め、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的な見直しを、給与減額支給措置終了後に実施できるよう準備に着手すると報告
- ・ 人事院が報告した給与制度の総合的な見直しは、本県の給与制度にも大きく影響を及ぼすことが考えられることから、人事院における見直しの動向を十分に注視

#### (ウ) 本県の給与減額措置

- ・ 職員の給与は、本来、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、措置されるべきもの
- ・ しかし、平成25年6月末まで実施されていた、管理職員に対する減額措置及び7月から実施されている、全職員に対する減額措置は、この趣旨と相違
- ・ 中でも、管理職員に対する減額措置は、本県の財政状況を考慮した特例的な措置として平成13年度から実施してきているが、その期間は実に12年の長きにわたっており、特例措置とは言い難い状況
- ・ この措置を継続することとなれば、職員の適正な処遇を確保する観点から、減額後の実際の職員給与による公民比較を基に、給与改定を行うことを検討せざるを得ないと思料
- ・ 本委員会としては、現在の減額措置が終了する平成 26 年 4 月以降は、地方公務員法を遵守し、給与勧告に基づく給与水準が確保されるよう強く要請

### オ 公務運営の改善

#### (ア) 人材の確保

優秀な人材を確保するため、職員採用 I 種試験において、受験年齢制限の緩和、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行ってきたところであるが、今後も、更に効果的な採用試験の実施方法について検討

#### (イ) 女性職員の登用の拡大

政策に多様な視点や新しい発想を導入するという観点からも、女性職員の登用の拡大は重要であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、能力開発や能力発揮に対する支援の充実、職員の意識改革等の課題解決に努め、女性職員の登用の拡大に向けた取組を引き続き進めていくことが必要

#### (ウ) 人事評価制度の充実

- ・ 能力・実績に基づく人事管理の基礎であり、組織の活力を保つためには、勤務実績が的確に反映され、その結果を活用した人事管理を推進する必要
- ・ 円滑に機能させるためには、評価者と被評価者が意思疎通を図り、制度本来の目的を十分共有することが必要
- ・ 今後とも、国家公務員の動向を注視しながら、職員の意欲の向上と組織の活性化につながる人事評価制度として、定着させていくことが必要

#### (エ) 雇用と年金の接続

- ・ 国においては、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用することを平成 25 年 3 月に閣議決定
- ・ 地方公務員については、その趣旨を踏まえた必要な措置を講ずるよう総務副大臣から要請
- ・ 本県においても、再任用の実施状況を検証し、引き続き検討していくことが必要

#### (オ) 再任用職員の給与

人事院は、再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、「平成26年職種別民間給与実態調査」において、再雇用者の給与の具体的な実態を把握した上で、必要な検討を進めることとしており、本委員会でも人事院等と共同して調査を行い、再任用職員の給与水準等について検討

## (カ) 勤務環境の整備

### a 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

- ・ 超過勤務の縮減については、「ノー残業デー」の徹底を図ることなどにより、平成24年度において着実に実績を上げている任命権者もある。今後、更なる縮減に取り組んでいくことが必要
- ・ 年次有給休暇の取得促進については、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組むことが必要

### b 両立支援の推進

- ・ 育児休業等を行うことができる職員の拡大、短期の介護休暇の新設などが図られ、制度が整備・充実されてきたところであり、職員にとってこれらの制度が活用しやすい職場の環境づくりを進めていくことが必要
- ・ 男性職員の育児休業の取得推進については、取得が進まない要因等を把握し、それを踏まえて必要な対応を行うなど、引き続き、育児休業の取得率の向上等、目標の達成に向けて取り組んでいくことが必要
- ・ 人事院が立法措置を行うよう国会及び内閣に意見の申出を行った配偶者帯同休業制度の導入について、県としても、国における関係法令の制定等に適切に対応する必要

### c 心の健康づくりの推進

各任命権者においても、精神科嘱託医によるメンタルヘルス相談の実施等様々な取組が行われてきているが、心の疾病による長期病休者数は、依然として多い状況であり、今後も、職員の心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への取組を推進していくことが必要

(2)報告資料  
ア 職員給与  
(ア) 職員の給料表

給料表	区分	職員数		知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
		平成24年4月	増減				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校		
全		14,850	△ 112	3,499	30	16	306	2,910	5,602	12	2,475
行政職		3,834	21	2,990	30	16	285	190	-	12	311
研究職		184	△ 5	170	-	-	-	-	-	-	14
医療職(1)		24	△ 5	24	-	-	-	-	-	-	-
医療職(2)		111	4	101	-	-	-	10	-	-	-
医療職(3)		214	△ 1	214	-	-	-	-	-	-	-
学校栄養職員		42	△ 6	-	-	-	-	-	42	-	-
学校事務職員		307	△ 15	-	-	-	-	-	307	-	-
計		4,716	△ 7	3,499	30	16	285	200	349	12	325
高等学校等教育職員		2,655	22	-	-	-	-	2,655	-	-	-
県立中学校教育職員		55	0	-	-	-	-	55	-	-	-
市町村立小・中学校等教育職員		5,274	△ 139	-	-	-	21	-	5,253	-	-
計		7,984	△ 117	-	-	-	21	2,710	5,253	-	-
警察官		2,150	12	-	-	-	-	-	-	-	2,150

(注) 在期付職員、在期付研究員、育児短時間勤務職員及び再任用職員については、本表に含まれていない。  
(以下、(エ)の表までについて同じ。)

(イ)職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
給料表		人	歳	年
全		14,850	43.4	19.5
一般職員	行政職	3,834	42.4	18.6
	研究職	184	41.9	16.0
	医療職(1)	24	43.9	9.0
	医療職(2)	111	42.2	16.1
	医療職(3)	214	45.3	18.3
	学校栄養職員	42	41.6	17.4
	学校事務職員	307	43.9	24.0
	計	4,716	42.6	18.7
教育職員	高等学校等教育職員	2,655	44.2	19.4
	県立中学校教育職員	55	45.0	20.1
	市町村立小・中学校等教育職員	5,274	45.8	21.7
	計	7,984	45.3	20.9
警察官		2,150	38.3	15.9
平成24年4月 全		14,962	43.7	20.0



(ウ)職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
全	100.0	78.1	10.0	11.9	0.0	62.5	37.5	
一般職員	行政職	100.0	74.9	9.5	15.4	0.1	78.8	21.2
	研究職	100.0	92.4	5.4	2.2	-	84.2	15.8
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	83.3	16.7
	医療職(2)	100.0	74.8	25.2	-	-	59.5	40.5
	医療職(3)	100.0	36.0	46.7	17.3	-	34.1	65.9
	学校栄養職員	100.0	50.0	50.0	-	-	2.4	97.6
	学校事務職員	100.0	1.6	39.7	58.6	-	28.7	71.3
	計	100.0	69.0	13.7	17.2	0.1	72.6	27.4
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	94.5	4.9	0.6	-	56.0	44.0
	県立中学校教育職員	100.0	92.7	7.3	-	-	54.5	45.5
	市町村立小・中学校等 教育職員	100.0	87.1	12.9	0.0	-	44.1	55.9
	計	100.0	89.6	10.2	0.2	-	48.1	51.9
警察官	100.0	55.3	0.9	43.8	0.0	93.7	6.3	

平成24年4月 全	100.0	77.3	10.5	12.1	0.1	62.5	37.5
-----------	-------	------	------	------	-----	------	------

(工)職員の給料表別平均給与月額

区分		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表		円	円	円	円	円	円
全		358,651 (359,598)	9,941	6,481	375,073 (376,020)	12,964	388,037 (388,984)
一般職員	行政職	334,258 (335,511)	12,448	9,505	356,211 (357,464)	15,229	371,440 (372,693)
	研究職	345,202 (346,290)	13,242	5,863	364,307 (365,395)	16,130	380,437 (381,525)
	医療職(1)	422,833 (427,579)	13,792	71,837	508,462 (513,208)	382,612	891,074 (895,820)
	医療職(2)	325,070 (325,307)	10,045	3,812	338,927 (339,164)	8,570	347,497 (347,734)
	医療職(3)	351,536 (351,663)	8,271	1,134	360,941 (361,068)	4,646	365,587 (365,714)
	学校栄養職員	313,074 (313,074)	2,595	3,102	318,771 (318,771)	3,029	321,800 (321,800)
	学校事務職員	338,102 (338,102)	5,399	2,477	345,978 (345,978)	6,339	352,317 (352,317)
	計	335,764 (336,861)	11,693	8,652	356,109 (357,206)	15,808	371,917 (373,014)
教育職員	高等学校等教育職員	385,568 (386,112)	9,182	6,088	400,838 (401,382)	9,310	410,148 (410,692)
	県立中学校教育職員	388,845 (389,633)	9,382	7,422	405,649 (406,437)	8,947	414,596 (415,384)
	市町村立小・中学校等 教育職員	382,670 (383,913)	7,443	4,049	394,162 (395,405)	12,862	407,024 (408,267)
	計	383,676 (384,684)	8,035	4,750	396,461 (397,469)	11,653	408,114 (409,122)
警察官		315,922 (316,314)	13,175	8,145	337,242 (337,634)	11,595	348,837 (349,229)

平成24年4月 全	361,561 (362,508)	10,098	6,495	378,154 (379,101)	12,738	390,892 (391,839)
行政職	335,396 (336,669)	12,632	9,492	357,520 (358,793)	15,072	372,592 (373,865)

(注) 1 ( ) 内の数字については、職員の給与に関する条例等の特例措置による減額措置前の額を示す。  
2 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」並びに「平成18年切替に伴う現給保障の経過措置額」を含む。

(参 考) 平成25年7月における平均給与月額

区分		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表							
平成25年7月 全		339,009	9,953	6,477	355,439	13,036	368,475
行政職		311,108	12,440	9,497	333,045	15,301	348,346

(注) 1 本表は、職員の給料等の臨時特例に関する条例による減額措置後の実際の給与支給額を示したものである。  
2 本表における平均給与月額は、平成25年7月1日現在の職員数をもとに算出している。  
3 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」並びに「平成18年切替に伴う現給保障の経過措置額」を含む。

## イ 民間の給与

### (ア) 職種別民間給与実態調査の概要

平成25年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成25年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

#### c 調査の範囲

##### (a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所250事業所

##### (b) 調査対象職種

78職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種56職種）

#### d 調査対象の抽出

##### (a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業によって17層に分類し、これらから133事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

##### (b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

#### e 集計

##### (a) 調査実人員

初任給関係316人（行政職に相当する調査実人員233人）、初任給関係以外の調査職種4,933人（行政職に相当する調査実人員4,014人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は14,291人であり、行政職に相当するものは、9,531人である。）

##### (b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

## (イ)産業別、規模別調査事業所数

規模 産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人～499人	200人～299人	100人～199人	50人～99人	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	110	4	7	9	32	58	38	51	21
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	12	-	1	-	1	10	7	3	2
製造業	48	4	2	3	16	23	8	29	11
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	23	-	3	3	5	12	13	6	4
卸売業、小売業	3	-	1	-	-	2	2	1	-
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	7	-	-	1	3	3	5	1	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	17	-	-	2	7	8	3	11	3

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が9事業所、調査不能の事業所が14事業所あった。
- 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス業（郵便局に分類されるものを除く）及びサービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

## (ウ)職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	200,997	212,690	191,847	190,895
	短大卒	178,766	※ 181,719	※ 165,947	X
	高校卒	156,665	※ 160,714	155,160	※ 152,152

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模100人未満で、かつ事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 3 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 4 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 5 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(工)企業規模別、職種別、学歴別給与額等

職種名	調査実人員	平均年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職	支店長	13	51.0	727,465	-	727,465	構成員50人以上の支店(社)長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	9	52.4	717,801	-	717,801	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	3	51.8	729,879	-	729,879	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	3	53.0	589,044	-	589,044	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	110	53.2	536,647	1,494	535,153	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	76	53.3	557,031	1,132	555,899	
	短大卒	13	53.7	489,978	114	489,864	
	高校卒	20	52.8	506,057	3,444	502,613	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術部長	62	52.0	607,568	1,011	606,557	同 上
	大学卒	42	52.1	646,922	1,400	645,522	
	短大卒	6	52.0	532,806	-	532,806	
	高校卒	14	51.9	539,416	454	538,962	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	53	51.7	520,037	1,603	518,434	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	
大学卒	42	51.4	520,065	2,034	518,031		
短大卒	3	49.5	501,617	-	501,617		
高校卒	8	54.3	527,076	-	527,076		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	27	52.4	566,522	356	566,166	同 上	
大学卒	11	50.2	594,040	963	593,077		
短大卒	4	53.7	507,630	-	507,630		
高校卒	12	53.7	573,540	-	573,540		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	216	48.3	537,561	3,987	533,574	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	155	48.1	570,493	2,221	568,272		
短大卒	10	49.6	417,220	15,480	401,740		
高校卒	51	48.5	474,779	6,238	468,541		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	183	48.1	553,496	13,547	539,949	同 上	
大学卒	113	47.1	575,880	11,049	564,831		
短大卒	22	50.6	521,509	346	521,163		
高校卒	47	49.2	518,586	24,066	494,520		
中学卒	1	X	X	X	X		

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成25年4月分平均支給額をXとしている。

職種名	調査実人員	平均年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	138	46.3	536,793	48,702	488,091	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職
	大学卒	105	45.3	543,042	42,018	501,024	
	短大卒	9	46.2	407,281	16,148	391,133	
	高校卒	24	51.9	566,193	103,234	462,959	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	97	46.4	479,611	17,320	462,291	同 上
	大学卒	56	43.3	463,170	10,048	453,122	
	短大卒	21	51.0	519,164	40,680	478,484	
	高校卒	20	51.1	491,301	17,454	473,847	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	255	45.3	394,951	31,848	363,103	係の長及び係長級専門職
	大学卒	143	44.4	375,255	28,304	346,951	
	短大卒	21	44.5	342,952	33,265	309,687	
	高校卒	91	46.8	436,095	36,955	399,140	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	259	47.9	512,097	73,719	438,378	同 上
	大学卒	89	45.8	479,716	62,891	416,825	
	短大卒	26	44.5	507,097	76,859	430,238	
	高校卒	134	49.4	531,443	79,001	452,442	
	中学卒	10	54.3	535,951	86,560	449,391	
事務主任	167	41.5	374,798	44,530	330,268		
大学卒	87	39.4	367,633	49,078	318,555		
短大卒	21	43.3	362,869	27,418	335,451		
高校卒	59	44.3	390,515	43,779	346,736		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	267	42.5	481,168	83,835	397,333		
大学卒	93	39.8	460,951	85,643	375,308		
短大卒	39	40.6	473,438	80,947	392,491		
高校卒	130	44.3	494,300	84,059	410,241		
中学卒	5	47.7	421,017	68,842	352,175		
事務係員	1,173	36.3	303,161	35,063	268,098		
大学卒	594	33.9	306,854	39,484	267,370		
短大卒	207	36.5	266,988	23,928	243,060		
高校卒	369	39.7	316,228	33,959	282,269		
中学卒	3	37.5	246,744	19,004	227,740		
技術係員	991	34.6	362,159	74,597	287,562		
大学卒	486	33.4	359,017	81,052	277,965		
短大卒	159	32.8	356,620	83,698	272,922		
高校卒	346	37.6	370,972	58,019	312,953		
中学卒	-	-	-	-	-		

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	372,274 円	371,440 円	834 円 ( 0.23%)
		372,693 円	△419 円 (△0.11%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、  
下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。

(参考)

職 種	平成25年7月の職員給与	平成25年4月の減額措置前 給与(372,693円)との差
行政職給料表関係	348,346 円	△24,347 円

(注) 平成25年7月の職員給与は、職員の給料等の臨時特例に関する条例による減額措  
置後の実際の給与支給額



### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	平成25.4.1～ 26.3.31の 要求案件数 (事案件数) B	平成25.4.1～ 26.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成26.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成24年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	平成25年度新規 要求件数のうち処理 件数 E	
措置要求	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0

### 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	平成25.4.1～ 26.3.31の 請求件数 (事案件数) B	平成25.4.1～ 26.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成26.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成24年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	平成25年度新規 請求件数のうち処理 件数 E	
分限処分	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	28 (6)	2 (2)	1 (1)	1	0	29 (7)
免職	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1	0	2 (2)
	27 (5)	0	0	0	0	27 (5)

和歌山県報

平成二十六年九月二十五日

号外

別冊